

平成25年 第10回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

|              |        |
|--------------|--------|
| 会議日程・付議事件    | 1      |
| 出席委員         | 2      |
| 説明のため出席を求めた者 | 3      |
| 会議録作成者       | 3      |
| 審議結果         | 4      |
| 会議の顛末（速記録）   | 5 ~ 30 |

会議日程・付議事件

会議日時 平成25年6月20日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

| 日程<br>番号 | 議案<br>番号 | 付 議 事 件   | 備考 |
|----------|----------|---|----|
| 1        |          | 会議録署名委員の選任  |    |
| 2        |          | 前回会議録の承認  |    |
| 3        | 報告第6号    | 専決報告について(工事計画の策定及び執行の申し出について)                       |    |
| 4        | 報告第7号    | 専決報告について(川西市立幼稚園保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について) |    |
| 5        | 報告第8号    | 専決報告について(川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について) |    |
| 6        | 議案第7号    | 図書館協議会委員の委嘱又は任命について                                 |    |

出席委員

委員長 松 榮 徹

委員長  
職務代行者 尾 市 雅 子

委員 加 藤 隆一郎

委員 磯 部 裕 子

教育長 牛 尾 巧

説明のため出席を求めた者

|                     |     |     |
|---------------------|-----|-----|
| 教 育 振 興 部 長         | 泉   | 廣 治 |
| 総 務 調 整 室 長         | 森 下 | 宣 輝 |
| 学 校 教 育 室 長         | 上 中 | 敏 昭 |
| 社会教育室長兼文化財資料館長      | 柳 川 | 明 彦 |
| 中 央 図 書 館 長         | 岸 本 | 育 子 |
| 中 央 公 民 館 長         | 仲 岡 | 博 明 |
| 教育振興部参事兼生涯学習センター所長  | 中 定 | 久 紀 |
| 教 育 総 務 課 長         | 藪 内 | 寿 子 |
| 教 職 員 課 長           | 樋 口 | 大 造 |
| 施 設 課 長             | 橋 本 | 隆 司 |
| 学 校 指 導 課 主 幹       | 福 竹 | 優 子 |
| 生 徒 指 導 支 援 課 長     | 株 本 | 一 男 |
| 学 務 課 長             | 中 西 | 哲   |
| 教 育 情 報 セ ン タ ー 所 長 | 山 本 | 公 男 |
| 青 少 年 セ ン タ ー 所 長   | 杉 村 | 浩   |
| 中 央 公 民 館 主 幹       | 松 山 | 幸 江 |

会議録作成者

教 育 総 務 課 主 任 岸 本 匡 史

議案等審議結果

| 議案<br>番号 | 議 案 名   | 提 出<br>年月日 | 議 決<br>年月日 | 議 決<br>結 果 |
|----------|---|------------|------------|------------|
| 報告<br>6  | 専決報告について(工事計画の策定及び執行の<br>申し出について)                           | 25.6.20    | 25.6.20    | 承 認        |
| 報告<br>7  | 専決報告について(川西市立幼稚園保育料及び<br>入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則<br>の制定について) | 25.6.20    | 25.6.20    | 承 認        |
| 報告<br>8  | 専決報告について(川西市私立幼稚園就園奨励<br>費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則<br>の制定について) | 25.6.20    | 25.6.20    | 承 認        |
| 議案<br>7  | 図書館協議会委員の委嘱又は任命について   | 25.6.20    | 25.6.20    | 可 決        |

[ 開会 午後 2 時 ]

- 松榮委員長 只今より、平成 2 5 年第 1 0 回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。
- 松榮委員長 まず始めに、「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。
- 教育総務課長(藪内) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 松榮委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 松榮委員長 これより日程に入ります。日程第 1「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において、尾市委員、磯部委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。
- 松榮委員長 では次に、日程第 2「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 9 回定例会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。
- 教育総務課長(藪内) それでは、第 9 回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。  
まず、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。  
最後に署名委員の署名ということで、加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。  
以上でございます。
- 松榮委員長 ありがとうございました。  
只今のご説明について、質疑はございませんか。

松榮委員長      それでは、お諮りいたします。第9回定例会の会議録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長      ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

松榮委員長      では次に、日程第3、報告第6号「専決報告について(工事計画の策定及び執行の申し出について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

施設課長  
(橋本)      それでは、報告第6号「専決報告について」ご説明申し上げます。  
申しわけございません、議案書に訂正がございます。議案書6ページ、中段の「A.耐震補強工事」の「・」の2番目、「耐震壁増強補強」を「耐震壁増設補強」に、議案書9ページ、中段「A.耐震補強工事」の「・」の2番目、「袖壁増強補強」を「袖壁増設補強」に、議案書15ページ、中段「A.耐震補強工事」の「・」の2番目、「耐震壁増強補強」を「耐震壁増設補強」に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

松榮委員長      分かりました。  
どうぞお進めください。

施設課長  
(橋本)      議案書1ページをご覧ください。  
次の件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、市立明峰小学校 南校舎棟耐震補強等工事ほか4校の「工事計画の策定及び執行の申し出について」でございます。

本工事は、震災時における安全な施設の確保を図るため実施するものでございます。

それでは、「市立明峰小学校南校舎棟耐震補強等工事」の内容から順次、説明申し上げます。

3ページ(資料1)の工事計画策定及び執行の申し出内訳書をご覧ください。

工事名称は、市立明峰小学校南校舎棟耐震補強等工事でございます。

工事場所は、川西市萩原台西3丁目242でございます。

工事部分は4ページ(参考1)配置図の中の斜線で表示しています。

次に工事概要ですが、建物構造は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,182平方メートルで、昭和50年度から54年度の間に建設した南校舎棟であります。

補強箇所は、(参考2)の各階平面図にあります普通教室、配膳室、給食室でございます。

補強方法・補強箇所数は、鉄骨ブレース補強7箇所、耐震スリット設置5箇所でございます。

次に老朽改造工事の内容ですが、外部改修は外壁塗装の塗り替え、屋根防水改修、建具改修を行います。

内部改修は、補強関連部分の改修、内装改修、建具改修を行います。

トイレ改修は、1階から3階にあります東西中央の既存トイレを全面改修いたします。具体的には、男女合わせまして既存和式便器38箇所、洋式便器8箇所、多目的トイレ4箇所ございますが、これを和式便器18箇所、洋式便器27箇所、多目的トイレ18箇所に改造いたします。

電気設備改修は、照明器具を更新いたします。機械設備改修は、換気設備、受水槽及び高架水槽を更新いたします。併せて節水、節電の省エネルギー化も図ってまいります。工事内容は以上でございます。

この工事の施工につきましては、立建設株式会社ほか3社により、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う、いわゆる制限付き一般競争入札を行いました結果、株式会社森長工務店と契約金額2億7,825万円、工期を契約締結の日から平成26年3月17日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つづきまして、「市立陽明小学校南校舎棟耐震補強等工事」の内容をご説明申し上げます。

6ページ(資料2)をご覧ください。

工事名称は「市立陽明小学校南校舎棟耐震補強等工事」でございます。

工事場所は、川西市向陽台3丁目6-219でございます。

工事部分は7ページ(参考1)配置図の中の斜線で表示しています。

次に工事概要ですが、建物構造は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,471平方メートルで、昭和48年度から51年度の間に建設した南校舎棟の建物であります。

補強箇所は、(参考2)の各階平面図にあります渡り廊下、廊下、階段、放送室、会議室でございます。

補強方法・補強箇所数は、鉄骨ブレース補強1箇所、耐震壁増設補強1

0 箇所、柱増打補強 1 2 箇所、梁増打補強 6 箇所でございます。

次に老朽改造工事の内容ですが、外部改修は外壁塗装の塗り替え、屋根防水改修、建具改修を行います。

内部改修は、補強関連部分の改修、内装改修、建具改修を行います。

トイレ改修は、1 階から 3 階にあります既存トイレを全面改修いたします。具体的には、男女合わせまして既存和式便器 2 4 箇所、洋式便器 7 箇所、多目的トイレ 2 箇所でございますが、これを和式便器 9 箇所、洋式便器 1 5 箇所、多目的トイレ 1 0 箇所に改造いたします。

電気設備改修は、照明器具、自動火災報知設備を更新いたします。機械設備改修は、換気設備、高架水槽を更新いたします。併せて節水、節電の省エネルギー化も図ってまいります。

この工事の施工につきましては、一吉工業株式会社ほか 3 社により、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づく資格を定めて行う、いわゆる制限付き一般競争入札を行いました結果、グリーン興業株式会社と契約金額 2 億 3 4 9 万円、工期を契約締結の日から平成 2 6 年 3 月 1 7 日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つづきまして、「市立清和台南小学校東校舎棟耐震補強等工事」の内容をご説明申し上げます。

9 ページ（資料 3）をご覧ください。

工事名称は「市立清和台南小学校東校舎棟耐震補強等工事」でございます。

工事場所は、川西市清和台西 5 丁目 1 - 2 でございます。

工事部分は 1 0 ページ（参考 1）配置図の中の斜線で表示しています。

次に工事概要ですが、建物構造は鉄筋コンクリート造 3 階建て、延べ床面積 2 , 0 3 9 平方メートルで、昭和 5 1 年度に建設した東校舎棟の建物であります。

補強箇所は、（参考 2）の各階平面図にある廊下、学童保育室、家庭科教室、階段室でございます。

補強方法・補強箇所数は、鉄骨ブレース補強 6 箇所、袖壁増設補強 2 箇所でございます。

次に老朽改造工事の内容ですが、外部改修は外壁塗装の塗り替え、屋根防水改修、建具改修を行います。

内部改修は、補強関連部分の改修、内装改修、建具改修を行います。

トイレ改修は、1 階から 3 階にあります既存トイレを全面改修いたします。具体的には、男女合わせまして既存和式便器 1 2 箇所、洋式便器 4 箇所、多目的トイレ 1 箇所でございますが、これを和式便器 4 箇所、洋式便器

13箇所、多目的トイレ1箇所に改造いたします。

電気設備改修は、照明器具を更新いたします。機械設備改修は、換気設備、空調機器を更新いたします。併せて節水、節電の省エネルギー化も図ってまいります。

この工事の施工につきましては、株式会社トータルほか3社により、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う、いわゆる制限付き一般競争入札を行いました結果、株式会社門田建設株式会社と契約金額1億7,938万2千円、工期を契約締結の日から平成26年3月17日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つづきまして、「市立川西中学校北校舎棟耐震補強等工事」の内容をご説明申し上げます。

12ページ(資料4)をご覧ください。

工事名称は「市立川西中学校北校舎棟耐震補強等工事」でございます。

工事場所は、川西市松が丘町1-1でございます。

工事部分は13ページ(参考1)配置図の中の斜線で表示しています。

次に工事概要ですが、構造は鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積4,007平方メートルで、昭和47年度から58年度にかけて建設した北校舎棟の建物であります。

補強箇所は、(参考2)の各階平面図にある廊下、技術教室、準備室、教具室、普通教室、学習室でございます。

補強方法・補強箇所数は、鉄骨ブレース補強22箇所、耐震壁増設補強1箇所、耐震スリット設置12箇所、屋外鉄骨階段躯体接続補強3箇所でございます。

次に老朽改造工事の内容ですが、外部改修は外壁塗装の塗り替え、屋根防水改修、建具改修を行います。

内部改修は、補強関連部分の改修、内装改修、建具改修を行います。

トイレ改修は、1階から4階にあります東西の既存トイレを全面改修いたします。具体的には、男女合わせまして既存和式便器34箇所、洋式便器12箇所、多目的トイレ1箇所ございますが、これを和式便器12箇所、洋式便器32箇所、多目的トイレ4箇所に改造いたします。

電気設備改修は、照明器具を更新いたします。機械設備改修は、換気設備、空調設備を更新いたします。併せて節水、節電の省エネルギー化も図ってまいります。

工事の施工につきましては、栗本建設工業株式会社ほか3社により、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う、い

いわゆる制限付き一般競争入札を行いました結果、関西建設工業株式会社と契約金額3億7,905万円、工期を契約締結の日から平成26年3月17日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

つづきまして、「市立久代小学校北棟西校舎耐震補強等工事」の内容をご説明申し上げます。

15ページ(資料5)をご覧ください。

工事名称は「市立久代小学校北棟西校舎耐震補強等工事」でございます。

工事場所は、川西市久代3丁目27-9でございます。

工事部分は16ページ(参考1)配置図の中の斜線で表示しています。

次に工事概要ですが、構造は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,209平方メートルで、昭和43年度から49年度の間建設した北棟西校舎の建物であります。

補強箇所は、17ページの各階平面図にあります渡り廊下、廊下、視聴覚室、図書室、普通教室、階段室でございます。

補強方法・補強箇所数は、鉄骨ブレース補強11箇所、耐震壁増設補強7箇所、袖壁増設補強12箇所、耐震スリット設置2箇所、エキスパンションジョイント改修10箇所でございます。

次に老朽改造工事の内容ですが、外部改修は外壁塗装の塗り替え、屋根防水改修、建具改修を行います。

内部改修は、補強関連部分の改修、内装改修、建具改修を行います。

トイレ改修は、1階から3階にあります西の既存トイレと北棟東校舎既存トイレを全面改修いたします。具体的には、男女合わせまして既存和式便器28箇所、洋式便器8箇所、多目的トイレ2箇所ございますが、これを和式便器9箇所、洋式便器6箇所、多目的トイレ14箇所に改造いたします。

電気設備改修は、照明器具、受変電設備を更新いたします。機械設備改修は、換気設備、高架水槽設備を更新いたします。併せて節水、節電の省エネルギー化も図ってまいります。

この工事の施工につきましては、立建設株式会社ほか3社により、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う、いわゆる制限付き一般競争入札を行いました結果、一吉工業株式会社と契約金額2億8,350万円、工期を契約締結の日から平成26年3月17日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、市立明峰小学校のほか4校につきましては、現在仮契約中で、6月市議会の議決をもちまして本契約となります。

以上が5校の耐震補強等工事の内容ですが、工事中は、学校の授業と重

なりますので、学校と良く打合せを行いまして、生徒の安全に十分注意を払い工事を施工してまいります。また、音や振動で授業の障がいとなる工種につきましては、出来るだけ夏休み期間に集中し施工するよう考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

松榮委員長

ご説明、ありがとうございました。  
質問・ご意見等はございませんでしょうか。

尾市委員

工事の期間なんですけれども、契約締結の日から平成26年3月17日までとありますが、締結の日というのはいつになりますか。

施設課長  
(橋本)

この案件は、議会の議決を求めている案件でございます。その議決につきましては、議会最終日の6月25日になる予定でございます。  
以上でございます。

尾市委員

Is値とかいうものがありましたね。これは、補強するとその数値はどれぐらいになるんですか。

施設課長  
(橋本)

もともとIs値が0.7以下の建物につきましては耐震性に問題があるということで、一つの判断の数値となっています。その中で、今回の場合でしたら0.3から0.7の物件なんですけれども、補強をしまして0.7以上、目標とするのは0.75以上を目標としてやっております。具体的には手元資料がございませんので、例えば何々小学校何々棟につきましては0.9になりますという資料はないんですけれども、0.75以上を目標としてやっております。

尾市委員

分かりました。ありがとうございます。  
もう一つ、例えば鉄筋3階建の場合、3階建ての1階部分、2階部分、3階部分と、同じように耐震補強をしないといけないんですか。

施設課長  
(橋本)

Is値の関係もあるんですけれども、建物全体で、この建物が地震を受けたときにどのような挙動をして危ないので、いろんなやり方がありますけれども、どこのところにブレースを入れて、構造スリットを入れて、またある学校の校舎のところにおきましては壁を増設しましょう、梁を増設しま

しょうという形でやってまいりますので、その建物の平面的な面、立面的な面、断面といいたいでしょうか、の中で、全体をもってその建物がI s 値0.75を目指す建物にしましょうという形になっています。

尾市委員

例えば1階と3階は少し違う。

施設課長  
(橋本)

はい。ここの補強の方法ですけども、よくあるのは、1階の部分に多くブレースが入っていて、2階には少しになっていって、3階のそこにはブレースは1個も入っていないような形で。当然、上の方は軽いです。2階の方は2番目に重たい。一番下が一番重たいです。重たいところは上の重力を受けて、それだけの挙動に対してもたなければならないので、補強の方法のグレードといいたいでしょうか、1階が一番多くの補強をされます。2番目は少しでつなぎみたいなもの、一番上の方は、上の方は軽くなれば地震に強くなりますので、軽いでしょうという形になってきて、補強方法は、階によって補強方法、補強場所というのが異なってまいります。

尾市委員

分かりました。ありがとうございます。

松榮委員長

ほかにはご質問ございませんか。

加藤委員

今、I s 値の話聞いて、疑問に思ったんですけど、補強後にはI s 値を測るんですか。

施設課長  
(橋本)

I s 値といいたいのは、まず全体のバランス、壁とか、いわゆる耐震壁といいたいでしょうか、そういうブレースした耐震壁ですけども、そういうもののバランスを見て、こここのところにブレースを入れたり、こここのところに構造スリットを入れたら、バランスがよくなりますよという形でやっておりますので、できた後の、例えばコアを抜いて、そのコンクリート自体の分がオーケーですという形はしませんで、コンクリートを打設するときにテストピースを入れていきますので、そのテストピース自体を4週強度なり1週強度でつぶしてみても、そのものが設計どおりの許容応力がありますという形で、作ったやつをまた抜いてまでという形はしておりません。

以上です。

加藤委員

I s 値に対して理解不足なんで、どういうふうなテストが行えるのか分からないでしょう。だから、素朴な疑問として、耐震補強をした後はどう

なっているのか、測るのかなと思ったのが1点と、今後においては、例えば久代を補強した後においては、それがどのような地震に耐えられるかどうかということの、何かの取り決めはあるんですか。例えば10年後にはもう一回検査してみるとか。

施設課長  
(橋本)

そもそもの話をさせていただきましたら、耐震補強するのは何ででしょうという話になりましたら、少し失礼ですけど、自分の中で整理するためにお話しいたします。昭和56年に建築基準法の構造の計算の仕方が大きく変わりました。それで、現在はその56年に変わった方法を踏襲して今まで積み上げていっておりますので、その大きく変わった考え方の中で、ちょっと粗っぽい言い方になりますけども、地震なんかの建物に受ける力なんかのときは、一つの力というか、フロアごとに、いわゆる建物の重さの20%の重力といいましょうか、力がかかるという形で、いちがいにかけていたんですけども、今の耐震の考え方としましては、建物の粘り強さとか、高さとか、それからバランスとかによって地震の揺れ方が違うでしょうということで、そんなふうになって決めているので、今の考え方を踏襲、先ほど言いましたように、粘り強さが違う形で考えているのがよっぽど変わらなければ、踏襲した形の考え方ありますので、10年後に大きな構造計算の考え方が変われば、またそういうふうな判断があるかもしれません、今のところ、昭和56年の考え方を踏襲していますので、それでやっています。

その中のもう一つ、横方向以外に、平面的に建物が、例えば重心といいまして、構造の壁、鉄筋コンクリートの壁があれば当然重たいですよ、そこは重心といいます。それと建物の平面があります。重心と平面の中心とがずれていれば、重心を中心に力が加わったら回転しますので補強しましょう。それからまた、柱やら梁、いわゆる剛性、頑張るような梁のそういう材料、剛比というんですけども、そういうふうな断面のそういう力のある部材が均等に入っていれば、力がかかったとき均等に建物自体に許容応力がかかってきて、みんなで頑張ろうという形になるんですけども、例えばあるところの柱やら梁が太かったら、そこだけ力が余分、まあ、均等なものにかかってれば同じように力がかかるんですけども、均等でないところにあります、先ほどの重心と同じように、均等データの無いところに力がかかりましたら、そこを中心にまた曲ろうとしますので、ぐちゃっといきみますよ。それらを偏心率とか重心率とかいうんですけども、それをある一定の距離以内に収めなさいというのが、建築基準法の昭和56年の考え方なんです。

それを踏襲してやっていますので、先ほど言いましたとおり、今後の地震でまた新たな研究ができてきて、こういう考え方も入れていかないと、今までの考え方よりも一步踏み込んだ構造計算しましょうという話が出てきたときには変更があって、I s 値が、何値か分かりませんが、そういうような研究がされて、それを満足するかももう一度調べなさいよということがあるかもしれません。現在の中では、今の考え方、重心、偏心、剛性率という形の中でやっていますので、踏襲できると思うという話なんです。

加藤委員

値というイメージから来てね、要するに劣化するような評価数値のようなイメージを僕は持っていて、だけど、今のお話を聞いたら、それは劣化は余り考えなくてもいいような、評価は数値じゃなくて量なんだね、それは。

施設課長  
(橋本)

バランスのこのI s 値を求めるときには、今、委員の方のおっしゃいましたように、コア抜いてコンクリートのいわゆる劣化の具合いうのも見るという形になります。それは、劣化の場合以上に、今おっしゃっていただいたみたいに、バランスというか、平面的、立面的な剛性の分を見させてもらうという分。

劣化の方につきましては、通常の場合でしたら、本来、コンクリートはアルカリ性なんです。それで昔の僕らが学校に入ったときは、川砂を使っていてアルカリ性で、それで鉄筋は酸化して錆びてきて、そのいわゆるアルカリと酸性の分で中和するまでに100年かかるから100年はもちますという話だったんですけど、今の世の中、川砂を使っていないんで、いわゆる酸化が速くて鉄筋が中で錆びてコンクリートを割る爆裂を起こしたりなんかするんですけど、そういうふうになってきていて、確かにI s 値を求めるときに、そういうバランスに対して、またコンクリートの方も、本来の設計時のFC210あったとか、FC280がどこまで劣化しているか、テストピースを抜いて調べてはしているんですけども、その今回の補強したコンクリートが次回、どこの梁がどこまで劣化したのかと、そこまでは見ていないです。FC280は、その打設するときのテストピースの許容応力が280出てれば、280でしょうという形でやっている。その経過の検証はしてない形になります。その打設したテストピースの4週強度の方が280出ないで100いくらかと悪いコンクリートを打っていたんじゃだめという話になるかもしれませんが、できあがったものをコアを抜くまではしていません。

松榮委員長

どうぞ、磯部委員。

磯部委員

3点ほどございまして、まず1つ目は、トイレ改修の便器の洋式化に関することです。時代の流れとして、洋式化を進めていくと思いますが、和式便器も、それぞれのご家庭にない中、学習の機会として設置しておく必要もあるかと思っております。そこで、今、報告を伺いますと、各学校それぞれ洋式化率が少し違っているようですが、総合計画の中では平成29年度までに66%を洋式化にするということでありまして、小・中の施設における洋式便器数割る全便器数なので、各学校単位での様式化率は違うというのが考えられますが、この学校、極端に少ないとか、この学校、多く残っているというようなことはないのでしょうか。大体同じぐらいの割合で設置されているものなんでしょうか。

施設課長  
(橋本)

まず方向性とすれば、いわゆる便器の方は昨今のご家庭の事情等で洋式化を進めさせていただいています。目標とする66%の方に目指してという形です。その中で、その学校の中の、洋式便器に限らず、便所の配置等につきましては、やはり学校の方のご希望とか使い勝手がありますので、打合せをさせていただいた中で、便器数を、和式はこの学校はやっぱり2つ欲しいねという話になれば、そういう形になるかもしれませんが、最低、今おっしゃっていただいたみたいに、全部洋式化にするのではなくて、学習の機会として1つは残すやり方をさせていただいている。ここが何個というのは、今、手元資料がないんですけども、今年度、便器洋式化の方につきましては、平成25年の4月には48.44という形で耐震補強に限らず、新耐震の建物につきましても順次、洋式化への取組みをさせていただいておりますので、ここにある便器以上にやらせていただいている、それから、老朽化が進んでいて洋式化を利用させていただいているというような形で、洋式便所の方を順次、入れ替えさせていただいているという形になっております。

磯部委員

ありがとうございます。ということは、全くなくなるという学校はないということですね。

では、2つ目は、内装改修についての質問です。今回は耐震工事がメインですが老朽改造工事というものにも同時に着手をしていると思います。内装が改装されている学校とそうでない学校があると思いますが、改装する、しないの判断基準というのは、どのようになっているのでしょうか。

施設課長  
(橋本)

今回の改修では、もともと我々の工事を行うにあたっては、市の単独の予算以上に国の方の、国庫の補助を利用させていただいて工事の方を進めさせていただきまます。そのメニューの中で、昨今の方は、耐震工事に絡めて、今回、ご質問ありましたトイレ改修とか老朽改造についてもだんだん手厚くなってまいりました。手厚くなってまいりましたので、この機会を利用し、国庫を利用させていただいて改修の方に臨ませていただいておりますんですけども、その改修を利用するにあたっては、全然、改修しなかったら国庫の方がもらえないということがありますので、ある一定の改修率を満足しないと国庫がもらえません。その辺で、国庫を満足に利用していこうと思えば、70%か75%なんですけども、改修をやっていくことで、国庫を十分に利用していきたいという形にさせてもらっていますので、多くの部位において内部改修を行える状況になっていると思います。以上でございます。

磯部委員

実はある中学校に参りましたときに、「内装改修もされるのかなと思っていたらそうではなくて、保護者の皆さんも残念そうでした。」というようなことを伺いました。その時々判断とかいうのがおありだったというのが、今、分かりましたが、比べてみると、内装まで終わっている学校とそうでない学校、見栄えも違ってきています。管理職の皆様にはそういう経緯なども少しお知らせしておいたら、保護者対応を的確にいただけるのかなと少し思いました。

3点目ですが、既に施設課の方が積極的に動いていただいているというのは存じておりますが、耐震工事とか老朽改造工事が終了した後の実際の使い勝手についての質問です。例えば、ブレースが入っているのでそこにカーテンレールが付けられないだとか、教室の壁が鉄筋、鉄の部分になっているので、釘を打ち込めないだとか、様々な問題点が挙がってきているようです。施設課でも、今、対応されていると思いますが、現状確認のリクエストがあった学校に関しては足を運んでご覧になっていると思うんですが、工事終了後にそういう使い勝手の不具合が出ていないかだとか、または、トイレなどはいろいろな床材が使われているみたいですが、清掃方法とか掃除用具によっては傷がついて既に黒くなっているというような報告があるというふうに聞いていますので、適切な管理がされているかだとか、今後の老朽改造工事や耐震工事の参考にするためのヒアリングとかいうのはなさっていらっしゃいますでしょうか。

施設課長

いろいろとご意見の方をいただいています、初めて聞くところが多く

(橋本) て、対処方法を考えさせていただいております。それで、せっかくお聞きしたことなので、同じ過ちを繰り返すことはいけないと思ひまして、例えばある学校では2期工事があるのであれば、2期工事のときにはそれを反映して、例えば設計や工事の中で変更なり積極的なよい方向にするということについては検討なり、工事をやっていますのは営繕課ですので、営繕課とのキャッチボールをさせてもらっている状況でございます。

磯部委員

ありがとうございます。

積極的に施設課まで問い合わせをしてくださっている学校が多いようですけれども、まだ問い合わせのないところに関しては、こちらからアプローチをして確認をしていただきたいと思ひます。フットワークよく現場のリクエストに対して対応なさっているので、現場との信頼関係もできていると思ひます。今後も積極的に動いていただければと思ひます。ありがとうございます。

以上です。

松榮委員長

それでは、私から質問させていただきます。

まず、用語の説明をお願いします。スリットというのとエキスパンションジョイント、推測はできるのですが、どういうものかということをお教えいただけますか。

施設課長  
(橋本)

スリットと申しますのは、先ほど申しましたように、建物が平面的にあります、同じように柱、壁があって、全体がというのはできませんけども、四方同じように壁があったら、同じ建物の先ほどの重量とかいろんな分については同じなんですけども、当然、建物には窓があり出入口がありますので、その方向には建物の壁の付き具合が違います。壁の付き具合がある面では強いために、そこを中心に回ってしまうということがありますので、そこを、壁が付いているところを切っ飛ばし、むしろスリムな柱自体にしてしまいたいというふうな考え方で、その壁面に縁を切るような方法をスリットといひます。そのスリットを入れたところには、当然、穴といひか溝がつきますので、伸縮性のある材料を入れて穴埋めをしまして、構造的には力がかかったときに、柱と壁とは一緒に動かなくて、こういう具合に動きましょいう形にさせていただく、この間のこのところはスリットといひます。

それから、エキスパンションジョイント。建物の方、柱、建物が東棟と西棟があります、一つの建物であれば、こういう建物になっているんで

すけども、構造上のためであったり施工の年度によっては、先にこちらを建てて、東棟を建てて、次の年に西棟を建てるというときには、別々の建物をつくりましたと。建物の柱が立っているときに、二つの建物をひっつけて、つくる建て方もあれば、二つの建物を思い切りひっつけてこういうふうに分個につくる方法もあります。その分個につくったときに、分個の建物であれば、一方は地震に遭ったらこういう動き方をしますし、こっちはやっぱりこういう動き方をして、僕の右手の分が左手の方に力が伝わっていきません。分個の動き方をする別棟の建物をつなぐ部分をエキスパンションといいます。分個の行動をするジョイント部分という形にしています。分個に動きましょ、別の建物でその間をつないでいるジョイント部分をエキスパンションジョイントという形でやる工法をいっています。

松榮委員長

ありがとうございます。

引き続きまして、受水槽と高架水槽というのがあるんですけども、これは、多分、水道のものを過去に高いところへ揚げて各教室へ下ろしていたのかなと思うんですけども、今、多分、水道の圧が上がって、こういう水槽状のものは必要なくなりつつあるように我々は聞いているんですけど、これはそういうものとはまた別のものですか。

施設課長  
(橋本)

今お話しがありましたように、通常、ビルなどでしたら、水道の圧力だけでは、例えば4階以上にまでは水が揚がっていきませんので、一度、受水槽に水をためまして、ポンプで上まで揚げて、上の高架水槽から水の重量で同じ強さで各水道に水が出るようにという形でします。それが受水槽であり高架水槽であります。しかし、昨今のことでしたら、今おっしゃっていただいたように、水道の方の圧力が上がっていますので、直接揚がることのできるという形でできるんですけども、ただ、学校のように広いところ、いわゆる本管から遠いところに建物があるような場合になりましたら、まだまだそういう3階建てまで難しいときがありますので、まだ受水槽で受けて高架水槽へ揚げて、同じ重量で同じ具合に水が出るというようにやらせていただいています。今回の工事であげさせていただいていますのは、いわゆる受水槽の位置が、増築を繰り返してきて配管が複雑になっていますので、この工事を機にある一定のところにおいて、きれいに配管を整理して整備しましょうというやり方をやっている学校もあれば、高架水槽もやはり劣化してまいりますので、その劣化をこれを機に入れ換えましょうという形でやり換える工事をします。

また、いわゆる直圧の心配事としましては、本管から来ますので、例え

ば学校の中でのことであれば自分たちになるんですけども、例えばお隣の何か工事があって、そこで水道管が破裂してしまいましたら、全然、関係のないところで水圧が上がらず、学校の方のお水の方まで供給が滞ることが起こりますので、よし悪しというところがそこにあると思っています。

松榮委員長

ありがとうございます。

あともう1点は、プレハブが必要な学校とプレハブは必要ない学校とあるのでしょうか。それと、そのプレハブの費用は相当かさんできますけど、これは国の補助が、工事と同じように補助が出ているのでしょうか。

施設課長  
(橋本)

今回、工事させていただくというか、ご承認賜わりたくさせていただいている学校につきましては、奇しくも昨年の工事に引き続き、2期工事的に今年度させていただくということで、その2期工事させていただく工事につきましては、昨年にも仮設校舎を建設しておりまして、引き続き利用させていただいている物件もございますし、また今回見させていただいている工事の規模の大きさによって、プレハブを増築するような事例もございます。また規模によってはプレハブ2棟を1棟に減築するような事例もございます。

具体的に申しましたら、明峰小学校の方におきましては、昨年よりも工事規模が大きくなりますので1棟増築させていただく。陽明小学校におきましては、昨年より規模が大きくなりますので1棟増築させていただく。清和台南小学校におきましては、昨年よりも規模が小さくなりますので、2棟昨年ございましたが、1棟ということで1棟は撤去させていただきます。川西中学校におきましては、昨年2棟を建築しておったんですが、今年度ももう1年同じ規模で利用させていただく。久代小学校におきまして、昨年と同様に2棟で利用させていただく計画をしております。

松榮委員長

国庫補助のパーセンテージは工事費と同じになっていますか。

施設課長  
(橋本)

今、ご質問ございましたように、耐震補強をするために国庫の補助を受けることができます。その国庫の補助には平方メートル当たりの単価があります。国庫補助金の平方メートル単価まで、工事を積み上げることができます。例えば平方メートル単価10万円の中には、耐震工事にかかる工事費、仮設校舎のリース費用も含まれていますので、鉄骨等の工事費を積み上げていくように、仮設校舎リース費用も積み上げて、例えば2億円な

ら、その3分の1なり、3分の2が補助金として算定できます。

松榮委員長 ありがとうございます。よく分かりました。

松榮委員長 それでは、お諮りいたします。報告第6号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長 ご異議なしと認めます。よって、報告第6号につきましては、承認されました。

松榮委員長 では次に、日程第4、報告第7号「専決報告について(川西市立幼稚園保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長 (中西) 報告第7号「川西市立幼稚園保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の18ページをお開き願います。

本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

川西市におきましては、文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を参考に減免を実施しており、今回、文部科学省の要綱の改正を受けまして本規則を改正したものでございます。

本来であれば、5月の教育委員会で議決をいただき、保護者へ案内していく案件でございます。今年度は、国の予算成立が5月半ばとなったことから市の規則改正の手続きに影響したのですが、減免時期が遅くならないように、保護者負担を考慮し専決処分とさせていただいたものでございます。

まず、制度の概要でございますが、減免に関する規則につきましては、公立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するためのもので、減免の対象は入園料と保育料で、減免額の3分の1を上限に国庫補助金が交付される予定でございます。

手続きとしましては、入園料は一旦、全額を納付いただき、後に還付することとなります。保育料は、減免が決定する8月までは、通常の保育料

を納めていただき、そのうちの減免相当分を8月にまとめて還付いたします。また、9月以降の保育料につきましては、減免後の額で納付いただくこととなります。

それでは、議案書の21ページ、22ページをお開き願います。

新旧対照表で、左側に現行規則、右側に改正後の規則を並べており、改正後の規則の下線部分が今回の改正箇所でございます。

はじめに規則の構成でございますが、第2条で減免対象者を規定し、第3条でその減免額を規定するものとなっております。

今回の文部科学省の補助要綱改正のポイントが、幼稚園等に3人以上が同時就園する場合の第3子以降の園児の保育料・入園料の無償化で、この改正に基づき市の規則第2条第7号と第3条第5号を追加しております。

また、第3条第4号は表記の整理でございます。

まず、第2条第7号でございますが、3人以上の同時就園を規定しておりますが、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園といった施設を含めて、幼稚園就園年齢の子どもが3人以上入所している場合が減免の対象になることから、このような表記としております。

次に22ページの第3条第5号で、先程第2条第7号の対象者について入園料及び保育料を全額免除する規定を追加しております。

次に第3条の第4号に戻りますが、「川西市多子世帯保育料軽減事業実施要綱」に基づく減免をこれまでから実施してきたところで、第2条第6号で対象者を規定しておりますが、第3条に減免額の規定はございませんでした。これは、減免額は「川西市多子世帯保育料軽減事業実施要綱」で規定されていることから、この規則では記載しておりませんでした。記載した方がわかりやすいということもあり、今回の規則改正に合わせて、第4号として追加したものでございます。

なお、本規則は平成25年5月29日付で公布し、同日施行としており、改正後の規定につきましては平成25年4月1日から適用としております。

報告は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

松榮委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんでしょうか。

磯部委員

入園料及び保育料に関しては、8月にまとめて還付をするというご説明でしたが、これは引落とし口座にそのまま還付するような仕組みでしょうか。

学務課長

還付方法は振込口座へ振込みとなります。

(中西)           ただ、入園料につきましては前年度にいただいておりますので、本年度入園の方は平成24年度に入園料として納めていただいておりますので、今回の減免の対象ではございません。平成25年度に入園料を納める方から対象になっております。

磯部委員           ということは、実際には保育料だけ還付が発生するというのでしょうか。

学務課長  
(中西)           そうです。当面、8月に今年度の保育料を還付させていただいて、今後、10月以降に平成26年度の入園手続きが発生しますので、その際に納めていただいた入園料に対しての減免は行います。

磯部委員           分かりました。

松榮委員長           ほかには質問ございませんか。

松榮委員長           それでは、お諮りいたします。報告第7号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

                  (「異議なし」の声)

松榮委員長           ご異議なしと認めます。よって、報告第7号につきましては、承認されました。

松榮委員長           では次に、日程第5、報告第8号「専決報告について(川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長  
(中西)           報告第8号「川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

                  恐れ入りますが、議案書の23ページ、24ページをお開き願います。

                  本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるところでございます。こちらの規則改正におきましても、先程の報告第7号と同様、文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき補助を実施しており、今回、文部科学省の要綱の改正を受けまして本規則を改

正しようとするものでございます。

国の予算成立が5月になったことにより、保護者への補助金の振込時期が遅くならないように、保護者負担を考慮し専決処分とさせていただいたものでございます。

まず、制度の概要でございますが、この補助金につきましては、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減することと、公立幼稚園と私立幼稚園との保護者負担の較差の是正を図るために実施するもので、補助額の3分の1を上限に国庫補助金が交付されます。

それでは、議案書の27ページ、28ページをお開き願います。

27ページが現行制度、28ページが改正後でございます。

今回の改正は補助対象区分と補助額の変更でございます。

はじめに表の構成につきまして説明いたします。

改正後の表でございますが、表側(左欄の縦軸)には、所得階層を5区分に分けております。また、表頭(上部の横軸)は、小学1年生から3年生までの兄や姉の有無と、家庭内の子どもの数により5つの区分に分けております。

縦軸5区分、横軸5区分で、合計25区分で補助額を定めております。

改正後の表で、下線部分が改正箇所でございます。

今回は大きく3点の改正がございます。

1点目の改正点は、平成22年度の税制改正に伴うものでございます。当該補助金につきましては、先ほど見ていただいたとおり、所得階層、具体的には市民税額によりまして補助額が異なる制度でございます。平成22年度の税制改正の中の年少扶養控除の廃止等により、市民税額に影響が生じることへの対応としまして、改正を行うものでございます。

具体的に申しますと、24年度に扶養控除の廃止に伴う影響が出ており、夫婦と子ども2人のモデルケースで所得基準を設定していたため、家族構成によりましては、収入が前年と同額でも市民税額が上がるケースがあり、収入が前年と同額、または下がったにもかかわらず、市民税額が上がりました。私立幼稚園就園奨励費補助金が所得オーバーで受けることができなくなった事例が散見され、今回の改正となったものでございます。

改正箇所は、所得階層の上から3番目の欄及び4番目の欄の下線箇所が今回追加となっておりますが、区分の基準となる市民税の所得割課税の額を扶養親族数に応じて設定する形に改正しております。

2点目につきましては、保護者の負担軽減の観点から補助額の引き上げを行うものでございます。1つの区分を除く24区分で額を引き上げまして、区分によりましては、2,000円から12,400円の幅で増額となっ

ております。

3点目が、所得額に関わらず幼稚園等に3人以上が同時就園する場合の第3子以降の園児の保育料・入園料の無償化の一環で、所得階層の一番下の欄が新たに設定されており、「小学校1年生から3年生までの兄または姉を有しない場合」のみですが、第3子以降が30万8千円と新たに追加しております。

なお、本規則は平成25年5月29日付で公布し、同日施行としており、改正後の規定につきましては平成25年4月1日から適用としております。報告は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

松榮委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんでしょうか。

磯部委員

今年度の第1回の補助金交付の月は何月になっていますか。

学務課長  
(中西)

振込みは年1回しております、12月にしております。今回、保護者への通知が例年より2週間程度おくれたところなんです、振込みにつきましては、例年どおり12月に間に合うように事務を進めてまいります。

磯部委員

分かりました。ありがとうございます。

松榮委員長

ほかにはよろしゅうございますか。

松榮委員長

このケースは自己申告になるんですか。自己請求になるのか、それとも私立幼稚園からの情報をもとに、こちらから葉書を送るとかいろんなことをされるのでしょうか。

学務課長  
(中西)

申請につきましては、保護者から幼稚園を経由してこちらに申請いただくというような形になります。

松榮委員長

それで、お振込みは個人の口座に入るわけですね。

学務課長  
(中西)

補助金の振込みにつきましても、幼稚園の方に教育委員会から振込みさせていただいて、幼稚園から各保護者に振込みいただくような流れになります。

松榮委員長

間にクッションが入るわけですか。そうですか。

細かい話ですけども、振込料はどちらの負担になるんですか。

学務課長  
(中西)

振込手数料の方は幼稚園の方で負担いただいております。

松榮委員長

はい、分かりました。

松榮委員長

ほかにはよろしいですか。

松榮委員長

それでは、お諮りいたします。報告第8号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長

ご異議なしと認めます。よって、報告第8号につきましては、承認されました。

松榮委員長

では次に、日程第6、議案第7号「図書館協議会委員の委嘱又は任命について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

中央図書館長  
(岸本)

まず、恐れ入りますが、訂正を一部お願いいたします。30ページをご覧くださいませでしょうか。議案書の一部、表になっております、上から5番目のところ、右に3つ目の住所の欄がございます。そこに上と同じように「川」と入っていますところを「川西市」とお願いいたします。

それでは、議案第7号「図書館協議会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案は、図書館協議会委員の委嘱又は任命について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現在の図書館協議会委員の2年間の任期が本年6月30日をもって満了することに伴い、新たに委嘱又は任命する必要があるためでございます。

委嘱又は任命を予定しております委員は、議案書30ページの別紙に記載してございます。

まず、委員の定数については、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条第2項に10人以内と規定されており、従前どおり10人の委

員を予定してございます。

次に、委員の選出区分につきましては、同条例第8条第3項に第1号から第3号まで規定されております。

第1号で、学校教育および社会教育の関係者、第2号で、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号で、学識経験のある者とされております。

当該規定に基づき、人選いたしました結果、第1号委員のうち学校教育関係者に、市立の幼稚園、小学校、中学校の校長や園長および市内の県立高校の司書教諭の4名、また、社会教育関係者として、本市の社会教育委員2名と本市の音訳ボランティア1名の計3名を、第2号委員につきましては、主に幼児・児童を対象とした本市の読み聞かせボランティアの1名を、第3号委員は、大学関係者の2名を選出しようとするものです。

また、再任をお願いしようとする委員は7名、新たにお願いしようとする委員は3名でこの表の2、3、4番の方でございます。

なお、任期につきましては、平成25年7月1日から平成27年6月30日の2年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

松榮委員長

ご説明、ありがとうございました。

只今のご説明について、質疑・ご意見等はございませんでしょうか。

松榮委員長

それでは、ご質問申し上げます。ご審議いただく内容の主なものを2、3点、予定されているのは、どういう案件が今大きなものがあるのでしょうか。

中央図書館長  
(岸本)

現在のところ予定しておりますのは、昨年1年間の事業活動、それから新年度の事業活動を主にご報告して、ご意見を賜りたいと考えております。

松榮委員長

ありがとうございました。

松榮委員長

ほかにご質問はございませんか。

磯部委員

この協議会は館長の諮問に応じる機関でもあるということですね。前回諮問をなされたのが、平成19年度で、指定管理者制度の導入についてだったと思いますが、今、何か諮問してみたいなと思われてるようなこととかはございますでしょうか。

中央図書館長  
(岸本) 諮問するほどの大きなものではないのですが、先ほど委員長のご質問にお答えしました新年度の事業の中で、新たな事業計画を考えてございますので、それについて委員の皆様の見解を聞いて、実際の企画に反映できたらなと思っております。  
以上でございます。

磯部委員 ありがとうございます。  
新たな事業計画について、今の時点で差しさわりのないならば、どういうことを予定されているかお聞かせいただけますか。

中央図書館長  
(岸本) 実は昨年12月に、文部科学省の図書館の設置に関する基準が新たになったところでございます。それにこたえるべく図書館としてはいかなる活動をしていくべきかということを考えていくにあたりまして、まずお諮りしようと思っておりますのは、これまで実施したことのない利用者アンケートというものを実施いたしまして、それをもとに、現在の借り受けされている数値等がございますので、そういうところから比べた中で、図書館としてどの方向性を向いていくべきなのかというのをまず考えていこうかなと思っております。ですから、まずはそのアンケートであるとか、新たな事業も幾つか考えておりますので、そうしたところで図書館の今後のあり方というものを、基本方針まではいかないまでも、そうしたところのご意見をいただけたらなと思っております。

磯部委員 ありがとうございます。

松榮委員長 2点、ご質問します。昨年度導入されました新しいシステムは順調に動いていますか。それと、デイジー図書というのがいろいろ議会でも話題になってきていますけど、これについてのお考えはどのような状況でしょうか。

中央図書館長  
(岸本) まずシステムにつきましては、準備不足のところもございまして、導入直後の1箇月間はまずホームページにおわびの件数が非常に多かったんですけれども、4月以降は順調に動いてございます。ということで、まずおわびかたがたご報告でございます。

それから、デイジー図書につきましては、いわゆるデジタル録音図書という中の一つということで、電子書籍になろうかと思っておりますけれども、い

わゆる音訳ボランティアによるデイジー図書の作成も含めて、購入も含めて、今後ふやしていきたいなと思っております。これにつきましては、図書館においては、目のご不自由な方向けの点字以外にも大活字本というものもございますけれども、点字につきましては、限られた方しか、その点字の文字を理解される方しか使えないんですけれども、このデイジー図書を使いますと、録音された音声によって、いろんな本、物語であるとか情報を知り得ることができるという簡便なものでございます。

一般的に録音図書、テープによる録音図書もあるのですが、それですと、少し使い勝手が悪いのですが、デイジー図書になりますと、使い勝手がよくなっています。すなわち、録音の中で、テープですと、一巻き一つの中で60分しか録音はできないのですが、デイジーですと、そこは数十時間入るということで、1枚のCDの中にたくさんの情報が入っていると。それとまた、私たち実際に目が健康な方はページ数を確認したりするんですけども、こういうところもデイジーですと楽にできる。また、作成される方にとりましても、録音ですと、ちょっと言い間違えたりしたら、そこまで戻るのに一つずつ探していかないといけないんですが、先ほど申しましたように、デイジーですと、それが簡単に探すことができるということです。

今、このデイジー図書の作成ができる方のボランティアを昨年から養成しております、今年2年目になっております、今年はいよいよそれにかかっている年となっております。これから実際に、少しずつですけども、このデイジー図書をボランティアによって作成していただくと思っております。このボランティアに作成していただくというのは、普通では、一般では購入できないようなもの、例えば教育委員会独自でつくっているような資料なんか、希望されたら、それから録音することが可能となっておりますし、ボランティアの方につきましても、ご自宅のパソコンで録音ができるという利点がございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

松榮委員長

ありがとうございます。

最後、一つお願いなんですけど、今度、アステの6階の方に生涯学習センターと公民館機能が移転するんですけど、その機会に、図書館の案内表示板ですね、これが館内から非常に誘導が不備なんで、今度新しくいろんな看板の設置があると思うので、この協議会の方で、どの場所にどういうものが適正かということ、一度、協議していただければなと思います。

中央図書館長  
(岸本)   昨年の協議会の中でもそうした意見が出てまいりまして、先日、アステの管理をしております都市開発株式会社の方に看板の位置についてお願いをしているところでございます。経費につきましては、市、図書館の経費になるかと思えますけれども、いい場所であるとか、統一感のある表示ができたならということで、ちょっとお願いはしている状況でございます。

松榮委員長   よろしく願いしておきます。

松榮委員長   ほかにはよろしいですか。

加藤委員   さっきの委員候補者の名簿なんですけど、これ、よく候補者の名簿、どの委員もね、この図書館協議会委員じゃなくても、候補者の名簿があがるんですけど、何か書式はあるんでしょうか。というのは、今回におきまして、僕はこの「自宅住所」というところが必要なのかなという感覚を持っていて、この人が萩原台西に住んでいるのと清和台東に住んでいるのって、地域区分が均等であるといった見方をしているのか、もし不要な情報であれば出す必要はないと思うんですが、どうでしょう。

中央図書館長  
(岸本)   その件につきまして、個人情報でもございますし、事務局と相談して今後対処していきたいと思っております。

松榮委員長   ほかに、どうぞ。

磯部委員   候補者の8番の方なんですけど、家庭教育の向上に資する活動を行う者という表現になっていますが、具体的にはどのような活動をなさっている方でしょうか。

中央図書館長  
(岸本)   こちらの方はボランティアでございまして、読み聞かせ、いわゆる幼児・児童を対象とした読み聞かせを中心になさっている方でございます。

磯部委員   ありがとうございます。

松榮委員長   よろしゅうございますか。

松榮委員長   それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

松榮委員長      ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、可決されました。

松榮委員長      では、以上で本日の議事はすべて終わりました。  
次回の定例教育委員会は、7月18日(木)午後4時から、庁議室において開会いたします。

松榮委員長      これをもちまして、第10回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[ 閉会 午後3時13分 ]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成25年7月18日

署名委員      尾 市 雅 子      ⑩

磯 部 裕 子      ⑩